

一般社団法人コラボライフ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コラボライフと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、子育てを通じて地域社会に所属するすべての世代が交流し助け合う仕組みを提供し、地域協働力、互助力、地域教育力を再生するとともに、地域総合力による子育てによって、自己肯定感が高くかつクリエイティブな人材を育成し、もって将来の人口高齢化を希望と幸福感を持って迎える社会基盤を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学童保育園
- 二 学習塾
- 三 創造性創出教室
- 四 コミュニティカフェ・レストラン
- 五 パソコン教室
- 六 各種技芸教授業に関する事業
- 七 各種講座・イベント企画
- 八 スペースレンタル事業
- 九 よろず請負に関する事業
- 十 ウェブサイト運営
- 十一 広告業
- 十二 廃品回収業
- 十三 リサイクルショップ（古物商）事業
- 十四 インターネットコンテンツ制作・運営
- 十五 ウェブサイトの作成代行・運営代行

十六 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人になつたとき。
- 二 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき。
- 三 総社員が同意したとき。
- 四 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- 五 社員総会において5年以上議決権を行使しなかつたとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、下記のとおりとする。

吉岡 秀記	5個
吉岡 加奈子	2個
その他社員	1個

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項
(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 当法人に、理事1名以上3名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事が複数いる場合には、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事

としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 基金

(基金の拠出)

第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第33条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第35条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

上記は、当法人の現行定款に相違ないことを証明いたします。

令和3年4月1日

住 所 千葉県千葉市花見川区幕張本郷2丁目20番7号 影澤ビル2F

商 号 一般社団法人 コラボライフ

代表者

代表理事 吉岡 秀記

